

第21回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年10月20日(月)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 25名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫
20番 地引 正和	21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥
24番 渡邊 喜一	25番 笹生 猛	26番 藤井 幸光
27番 福原 孝彦		

5 欠席委員 1名

18番 川名 康夫

6 出席事務局職員 3名

佐久間事務局長 森副参事 鈴木主幹

開 会

平成26年10月20日午後3時00分 開会

- 議長（中川喜一郎君） ただいまより第21回農業委員会総会を開催いたします。
ただいまの出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。
次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名康夫委員。

議事録署名委員の指名

- 議長（中川喜一郎君） 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。
21番、御園豊委員、22番、葛田吉弥委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。
議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
議案第1号について事務局の説明を求めます。
森君。
○事務局（森 博君） それでは、議案の1ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。
平成26年9月30日付で退職が承認されたことに伴い、袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定により、会長において専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。
次のページをごらんいただきたいと思います。専決処分書、ごらんのとおり退職者、神作高史主事となっております。
以上です。よろしく願いいたします。
○議長（中川喜一郎君） 本件は人事案件でございますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（中川喜一郎君） ご異議ないようですので、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。
よって、議案第1号については承認されました。

議案第2号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意についてを議題といたしますが、議案第2号については、委員本人にかかわる案件で、農業委員会法第24条の規定により議事に参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席をお願いいたします。25番、笹生委員、27番、福原委員。

〔25番 笹生 猛委員、27番 福原孝彦委員退席〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第2号について事務局の説明を求めます。
森君。

○事務局（森 博君） それでは、議案第2号について説明させていただきます。

議案3ページをごらんください。議案第2号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意についてでございます。提案理由は、平成26年10月1日付で、市長選任である議会推薦委員、笹生猛委員及び福原孝彦委員から平成26年10月31日をもって辞任したい旨の辞任願が市長に提出され、これを受理するに当たり、市長から農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員会の同意を求められたものであります。4ページ、5ページに2名の辞任願を添付してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、今回の辞任につきましては、議会内における慣例的な各委員等の役割の見直しによるものであることを申し添えさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 議案の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第2号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意について、同意される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号について同意することと決定いたしました。

〔25番 笹生 猛委員、27番 福原孝彦委員着席〕

○議長（中川喜一郎君） ここで辞任されます委員さんからご挨拶を頂戴したいと思います。

最初に、笹生委員からお願いいたします。

○25番（笹生 猛君） 笹生でございます。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。今地方自治体を取り巻く状況というのは非常に難しくなっています。地方分権が進む中で自治体の裁量が拡大されている。そういう中で審議する農業委員会の位置づけというのは非常に重要になってきていると思っておりますので、今後皆さんの審議が質が上がって袖ヶ浦農業が立ち上がるように祈念い

たしまして、挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（中川喜一郎君） 続きまして、福原委員より挨拶をお願いいたします。

○27番（福原孝彦君） 27番、福原です。ただいま議案第2号、辞任にかかる同意ということで同意いただきました。短い期間でしたけれども、大変お世話になりました。今後ともまた変わらぬご指導のほど、よろしく願い申し上げたいと思います。また、皆様方のますますのご発展をご祈念申し上げまして、挨拶にいたします。（拍手）

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号の1についてご説明申し上げます。

議案6ページをごらんください。本件は、平成26年10月6日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は高齢となり後継者もおらず労働力不足であることから譲りたいとのこと。譲受人は、自作地に隣接した農地であり、耕作に便利であることから譲渡の申し出を受けたいとのこと。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、坂戸市場字上押切です。現地を確認いたしましたところ、現地は、田については耕うんされておりまして、畑については、雑草が生えておりましたので、刈り取りの依頼をいたしました。

総会資料2ページに市原市農業委員会発行の農業従事・農業経営の実態証明書の添付をしております。なお、実態証明書につきましては、本人が市原市から発行を受けたものであります。

農機具等の記載の仕方についてですが、申請人とは別に、当局より市原市農業委員会へ証明書の内容について照会し、市原市農業委員会発行の証明に相違ないことを確認した上で、市原市農業委員会より、押印はされておきませんが、農機具の記載がある証明書をいただいております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件については、耕作していない土地はありません。

農機具については、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバイン、乾燥機、農用車を所有しており、もみすり機は借用しているとのこと。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で180日とのこと。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

譲り受け人については、自作地に隣接した農地であり、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。10月16日2時から、今回は譲り渡し人と譲り受け人、両方、私はたまたま譲り渡し人のほうをよく知っていますので、両方とも同席いただきまして現地を見ました。先ほど事務局のほうから説明がなされており、地図を見ますと、この面積で約2反ちょっとあるのですけれども、譲り渡し人のほうが病気で耕作できないということで、かなり前からこの土地を自分が耕作していると。その前にもこの さんの土地が点在しているということで、非常に一生懸命に農業に取り組んでいるということを知りましたので、私のほうも了承したわけでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第3号の2についてを議題といたしますが、議案第3号の2ないし議案第3号の3については関連がありますので、議案第3号の2ないし議案第3号の3について一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案7ページをごらんください。本件は、平成26年9月30日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、農地の交換です。申請地は、大曾根字曲本と勝字洗前です。

総会資料3ページと5ページの位置図をごらんください。総会資料5ページの議案第3号整理番号3の申請地は、浮戸川上流 期地区土地改良事業区域内とのことです。

議案第3号整理番号3の譲り受け人においては、土地改良区域外に所有する議案第3号整理番号2

の農地と交換することで、土地改良による農地の集積ができることから、交換の申し出をいたしました。もう一方の申請人は、これを承諾し、農地の集積に協力するため、議案第3号整理番号2の土地との交換に応じるとのことです。

現地を確認いたしましたところ、大曾根、勝ともに現地は田で耕作されておりました。

総会資料4ページと6ページに、申請者それぞれの所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、議案第3号整理番号2の譲り受け人については、耕作していない土地はありますが、市街化区域内の土地であり、駐車場として貸してほしいとの要望を受けたとのことです。

議案第3号整理番号3の譲り受け人については、遊休農地はありません。

議案第3号整理番号2の譲り受け人については、農機具等については、トラクター、耕うん機、田植え機、農用車を所有しており、刈り取り、もみすり、乾燥は委託しているとのことです。

議案第3号整理番号3の譲り受け人については、農機具等はトラクターを所有しており、田植えからもみすりまでの作業については、農事組合法人に委託することです。

農作業常時従事要件につきましては、議案第3号整理番号2の譲り受け人については、世帯で740日、議案第3号整理番号3の譲り受け人については、世帯で320日とのことです。

下限耕作面積要件については、ともに50アール要件を満たしております。

申請人については、ともに今後も水稻を作付し、地域の基準に従って耕作していくとのこと。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。10月12日の11時半に現地確認をしました。両方の水田とも秋の収穫後、2回程度トラクターで耕した状態で非常にきれいな状態になっております。これ説明者が一部渡邊邦男さんと多田總一郎さんが説明することになりますが、両方とも田んぼは大曾根地区にありますので、私のほうで一括して説明申し上げます。

事務局で説明があったように大曾根、勝地区は今水田の圃場整備事業を行っています。今回はさんが水田をできるだけ1カ所に集めて作業効率を上げようと、その思いにさんが協力して土地交換に応じたものです。地元の私にとっては非常にいいことだというふうに思います。皆様のご審議をお願いします。ということなのですが、事務局のほうも触れたのですが、さんのほうはを立ち上げて、そしてライスセンター、それも正月明けぐらいには実際に工事に入って農業のほうに全力投球をされている人間です。そういうことを申し添えておきます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま渡邊委員よりまとめて説明していただきましたが、補足説明があればお願いいたします。

それでは、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2ないし議案第3号の3について賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2ないし議案第3号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第3号の4についてを議題といたしますが、議案第3号の4ないし議案第3号の5については関連がありますので、議案第3号の4ないし議案第3号の5について、一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案7ページから8ページをごらんください。本件は平成26年9月26日付で提出がありました。議案第3号整理番号4ないし議案第3号整理番号5につきましては、新規に農業を始めたいとするものです。

場所は、会議資料7ページ、7ページが上泉字東萩原、続きまして11ページ、11ページが三箇字仲沖です。権利の種類は、議案第3号整理番号4が売買、議案第3号整理番号5が使用貸借権の設定で、使用貸借期間は5年となります。

申請人は、袖ヶ浦市野里に在住しており、みずから会社を経営しているとのことです。今後は会社の経営は後継者へ任せて、水稻とブルーベリー栽培を開始し、ブルーベリーについては観光農園として整備し、本格的に農業を営みたいとのことです。

会議資料15ページから23ページをごらんください。申請者の農業経営実施計画書です。申請人は水稻とブルーベリーを栽培し、ブルーベリーは観光農園として整備し複合経営を行いたいとのことです。

本件は運営委員会案件でありまして、運営委員会においては就農意欲・営農能力・収支計画等について審査をしていただいております。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり経営耕地はありません。

下限面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

農作業用機械につきましては、借用にて調達するとのことでした。

農作業常時従事日数については、ご夫婦世帯で214日、また世帯は別ですが、ご家族の方も従事する計画となっております。

権利取得後は、地域の農地の利用調整に協力していくとのことでした。

新規就農としての申請ではありますが、農業経験等につきましては、生まれは農家で、子供のころから農作業を手伝ってきたとのこと、20年ほど前から現在まで奥様の実家の水稲栽培に従事しているとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第3号の整理番号4ないし5については新たに就農したいとするものであり、議案第3号整理番号4については売買、整理番号5については使用貸借権の設定をしたいとするものであり、10月15日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者からの状況確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

現地確認は、申請者、申請者家族及び申請者代理人である行政書士事務所の事務従事者に出席いただきました。10月15日の午後2時30分から実施いたしました。現地では申請地の確認をするとともに、申請者と代理人から申請者の意向や今後の耕作の考え方についての確認を行いました。

申請地は総会資料7ページ、11ページに示すとおり、7ページの上泉地区は畑、11ページの三箇地区は田であり、いずれも周囲が農地に囲まれた地域でありました。

審査会には申請者と代理人等に出席をいただき、午後5時35分から市役所会議室で行いました。

審査会では事務局から議案説明の後、申請者に申請事項の説明を求めました。申請者においては還暦を迎える年齢となり、会社はある程度息子に任せ、地域に貢献できる農家となり、観光と学校の子供たちの体験農業にも協力したいとのことでした。

続いて、各委員から質問があり、申請者及び代理人から説明をいただきました。

主な内容は次のとおりです。

観光農園の中でなぜブルーベリーを選んだかの問いに対しては、低木であり周辺農地への影響が少ないと思った。梅の木についても検討したが、木が高くなり日照問題で周囲に迷惑とならないようにしたい。また、梅は加工しないと販売できない。ブルーベリーは植栽後4年から5年後から収穫を予

定し、無農薬栽培にも取り組んでいきたいとのことでした。

ブルーベリーの収穫はどのようにするかとの問いに対しては、家族も協力してくれる。地域の方の雇用もしたい。時期をずらして収穫できるよう品種を変えて植樹していくとのことでした。

観光農園を目指すというが、観光農園であれば駐車場はどのようにするかとの問いに対しては、申請地は農業振興区域内の農用地であり転用が難しい場所である。県道を挟んだ山林の購入の話も来ているが、資金的な問題もあり、観光農園が軌道に乗るまでの間に借用できればと考えているところである。収穫が可能となるまでの間に様子を見ながら、近くに駐車場を確保していきたいとのことでした。

トイレは必ず必要になるので、少なくとも2カ所以上の設置が必要ではないかとの問いに対しては、仮設トイレなどの設置を考えていきたいとのことでした。

ブルーベリー農園は販売するだけなのか、それとも収穫をさせるかとの問いに対しては、収穫してもらい、その場で食べてもらうことと販売の両方を考えているとのことでした。

観光農園には駐車場、トイレ及び水道が必要であり、もう一度再検討してはどうかとの問いに対しては、申請地から5分ぐらいのところに土地を所有しているが、そこは農地でないので駐車場にしてバスを利用して送迎することを検討する。また、トイレもつくれると思うとのことでした。

県道に車をとめることはしないかとの問いに対しては、県道に車をとめる考えはなく、県道を挟んだ反対側の土地の借り受けを検討したいとのことでした。

農業経営実施計画における収穫量の内容は、また、1キログラム当たりの単価が低いのではないが、適正な価格をつける必要があるのではないかと、10アールあたり130本の根拠はとの問いに対しては、収穫量は5年後の収穫量を見込んでいる。新規に始めるので値段は高く見積もっていない。5年後の話であり、県君津農業事務所の指導も受けながら、真里谷のブルーベリー農家を参考にして、今後の状況を見ながら値段の設定を検討する。植栽は君津農業事務所の指導を受けた上で作業場所の確保やパイプハウスを設置したいことから前をあげたいので、3,957平方メートルのうち3,000平方メートルに植栽できる本数を計上したものであるとのことでした。

田の耕作についてであるが、乾燥調製まで全てできるのかとの問いに対しては、農業用機械は一通り借り受けする。乾燥機もあるので、全て自分で作業できるとのことでした。

討論の内容につきましては、申請者においては、就農意欲は認められるが、観光農園を目指すのであれば、観光農園には駐車場、トイレ、水道が必要になることとなり、許可となった際には、駐車場、トイレ、水道を整備するよう指導することが重要である等の意見が出ました。

採決の結果、議案第3号の整理番号4号から整理番号5については、出席した運営委員全員一致にて許可すべきものと決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の4ないし議案第3号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4ないし議案第3号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第3号の6について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第3号の6についてご説明申し上げます。

議案9ページをごらんください。議案9ページから10ページですけれども、本件は平成26年10月6日付で提出がありました。申請内容につきましては、野里在住の方が同一世帯内で贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。権利者の営農状況につきましては、議案資料29ページに添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、同一世帯内での贈与の申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の6については許可と決定いたします。

次に、議案第3号の7について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号整理番号7についてご説明申し上げます。

議案11ページをごらんください。本件は、平成26年10月6日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は高齢となり労働力不足から経営規模を縮小したいとのことです。譲り受け人においては、自作地に近く耕作上便利であることから、売却の申し出を受け、農業経営の拡大をしたいとのことです。

総会資料30ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字寺地、現地は畑で耕作されておりました。

会議資料31ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具等については、トラクター、田植え機、コンバイン、耕うん機、もみすり機、農用車を所有しており、乾燥機は借用しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で230日従事しているとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

譲り受け人については、自作地に近い場所であり、今後も地域の基準に従い協調して耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。補足説明をさせていただきたいと思っております。

地図が示されている30ページをごらんください。10月17日10時から さんから連絡がありまして、現地で説明をいただきました。その中で今事務局が申されましたように 並びに 、この2筆は畑で、現在いろいろな野菜をつくっていました。そして、 、この細長い畑につきましては、サルスベリとツツジが一帯に植栽をされておりました。この については、ツツジ、すなわち植木畑でございますが、この そのものが 、 で を主としておる でございます。現在約2,000基が既に されております。その中でまだこれからも を広げると。使用者が多くなるということを見込んで、このサルスベリとツツジは に使いたいということをお願いしていました。そして、この と と 、これは真ん中がいておりますが、この真ん中は既にこの の が所有している畑でございます。この畑も現在作物をつくっておら

れます。そして、この から今回の3件の懸案に至るまでの緑地は、全てこの間も の既に土地に所有になっております。そういったことから今回のお話がなされて求めたいということだそうでございます。現地は、この さんは、先般もお話したことがあるかと思いますが、農業専従の職員を抱えておられて、その方が農地、農業、農作業、あるいは山林の管理等々、専業でやっている職員がおるようでございます。よって、この はそういった形で 2,000を抱える、こちら辺では有数の だと思えます。まだ拡張するという事でございまして、そういった の方々が に来る。そういった方々にこの野菜を地産地消ということで提供をしておるようでございます。 としては珍しく農業も大分熱心にやっている あるいは でございまして、ご担当が が先頭になってやっておるということを見させていただきました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の7については許可と決定いたします。

次に、議案第3号の8について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第3号の8についてご説明申し上げます。

議案12ページから14ページをごらんください。本件は平成26年10月6日付で提出がありました。申請内容につきましては、上宮田在住の方が、同一世帯内で贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。

権利者の営農状況については、議案資料34ページに添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、同一世帯内での贈与の申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の8について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の8については許可と決定いたします。

ここで休憩したいと思います。再開は4時15分、10分間休憩。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号整理番号1についてご説明をいたします。

議案15ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、親族である所有者から申請地を使用貸借にて借り受けし、農地1筆で1,091平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件につきましては、平成26年10月2日に申請書の提出がなされております。

総会資料35ページの位置図をごらんください。申請地は、市原市との市境に近接し、椎の森工業団地の北側約1キロに位置しており、山林や住宅による分断が見られることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料36ページのとおりであり、この計画により216枚のパネルの設置が計画されています。排水については、汚水雑排水は発生せず、雨水については浸透により処理する計

画となっております。

総会資料37ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告となりますが、私、中川の担当地区の案件となりますので、この場より説明をさせていただきます。

まず、今月10月16日15時半から私の家で概略を説明していただき、現地、現地は今森君がお話あったと思いますが、市原市と袖ヶ浦のちょうど市の境にあるところの畑でございます。内容は、重複するかもわかりませんが、太陽光設備等設置する計画がありましたが、この土地の所有者は、本人の実の姉とおじさんと本人、3件の案件です。親族のために無料の貸借にて申請人本人の名義で太陽光設備を設置する計画でございます。既に3名の間では使用貸借契約は締結しております。

まず、先ほど申し上げましたように市原市椎津あるいは袖ヶ浦市代宿との境にこの畑があるわけですが、 様、隣に 様、それから 様、同じく 様、 様、この5名でございます。計画地の公道を挟んだ向かい側に民家が、後から住んでおられると思うのですが、2棟でございます。住所は、先ほど申し上げましたように道路を隔てて市原市、道路の反対方が袖ヶ浦。本計画の工事されるときは近くの、この2軒については、 さん、 さん宅には早くこの件を説明しなさい。当然重機やトラックの出入りなどがあるわけですので、その辺をしっかりと説明しなさい。本人は、以前から私は知っているものですから全然このことでは何も話はしておりませんが、場所的には非常に朝から晩まで日当たりがよいと、日当たりが最高によく、電柱もその道路のすぐ近くにありまして、太陽光発電においては非常にいろんな面で貢献されるのではないかな、そのように感じました。ちょっと話が雑駁で申しわけありませんが、以上話とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、説明が終了しましたので、これより質疑をお受けしたいと思います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号の2ないし議案第4号の6についてを議題といたしますが、これらの申請とは直接関係ありませんが、全体の事業計画区域内に委員本人がかかわる土地がありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 委員退席 〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第4号の2ないし議案第4号の6については関連がありますので、議案第4号の2ないし議案第4号の6について、一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号の整理番号2ないし6についてご説明をいたします。

本件については、議案16、17ページに掲載をしております。本件は、市原市内の法人が、市内在住の所有者から申請地を売買により取得及び賃貸借により借り受けし、農地10筆で4,203平方メートル、そのほか山林15筆、2万7,933.68平方メートルの合計3万2,136.68平方メートルの計画区域内を資材置き場としようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年10月6日に申請書の提出がありました。

総会資料38ページの位置図をごらんください。申請地は、椎の森工業団地の南側に位置し、農地性については、山林により分断されており、第2種農地であると判断されます。

総会資料39ページに今回の資材置き場の土地利用計画の図面を添付しておりますが、具体的な土地利用計画が示されましたので、本日追加で配付をさせていただきました。あらかじめ机の上に配付をさせていただいてあったかと思えます。また、資材置き場としての土地利用のイメージのご説明資料として、類似の土地利用がなされている箇所の写真もあわせて提供されましたので配付をさせていただいております。このような形で土地利用を計画しておりますよということでの資料の提供がございましたので、配付をさせていただきました。

排水関係について、污水雑排水は発生せず、雨水については調整池を設ける計画であります。

この転用計画については、隣接農地は2筆ありますが、事業計画を説明し、隣接農地地権者に了解されているとのことでありました。

総会資料40ページに現地の写真を添付しております。

本案件につきましては、農地転用の手続のほかに、林地開発の協議も並行して進められているというふうになっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第4号の整理番号2号ないし6号につきましては、譲り受け人が譲渡人から売買により取得及び賃貸借により借り受けし、資材置き場用地に転用しようとするものであります。

10月15日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、譲り受け人及び代理人並びに担当地区委員である中川喜一郎委員にも出席いただき、午後1時15分から実施いたしました。現地では申請にかかわる農地の確認をするとともに、現地における説明をいただきました。

現地における主な質問及びその質問に対する説明は、次のとおりです。

土砂の搬出入はあるのかの問いに対しては、区域内での整地のみであり、搬出入はないとのことでした。

土地利用については、どのような計画なのかの問いに対して、足場用資材を区域内に配置することでした。

排水についてはどのような処理をするのかの問いに対しては、発生する排水は雨水のみであり、調整池を設ける計画であるとのことでした。

地面の扱いについては、舗装する計画があるのかの問いに対しては、現状では砂利敷きでの対応を予定しているとのことでした。

審査会には、申請代理人及び担当地区農業委員に出席いただき、午後3時55分から市役所会議室に行いました。

事務局からの議案説明を受けた後、申請代理人からも説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、申請代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

雨水処理のために調整池を設置する計画というが、調整池の容量はどの程度かの問いに対しては、県の基準では10年確率で2,300トンから2,400トンの確保が求められるところであるが、余裕を見て3,100トン確保する計画である。この容量では近年のゲリラ豪雨には対応困難であるが、それに対応するための基準値がなく、具体的な対応ができないとの回答をいただきました。

計画区域内にトイレを設置しないため汚水は発生しないとのことだが、トイレは本当に不要なのかの問いに対しては、常設のトイレは設置する計画はない。仮設のトイレについては検討したいとの回答を得ました。

計画区域内は過去に造成された区域であるとのことだが、造成については手続を経たものであったのかの問いに対しては、平成13年に特定事業の完成検査を受けているとの回答を得ました。

そのほかの質問に対しても、適切な回答をいただきました。

採決の結果、運営委員全員一致にて議案第4号の整理番号2号ないし6号については、許可すべき

ものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。前回も少し言いましたけれども、農業委員のメインの仕事は農地をできるだけ減らさないように守るのが主目的だと思うのだけれども、そんなあれで簡単に資材置き場に便利だということで簡単に、2反6畝簡単に農地を減らす、こういうやつは、そういう意味から考えられない。ちょっと変に思う。というのは、国の政策は主食の自給率を現状40%のやつをもっと上げようとしているのに、それに対して、ここではどんどん、どんどん農地が転用されて減っていく。そういうやつに私は若干危惧を覚える。そんなことです。

○議長（中川喜一郎君） 森君。

○事務局（森 博君） おっしゃることはよく理解できます。農地を守る側の立場でいることをよく理解はしておるつもりですけれども、ただ土地の利用に関しましては個人の財産の活用という面も、もちろんそういう側面もあります。具体的に申し上げますと、農地の転用につきましては農地の転用の基準がありまして、それに合致をしていると許可の方向に向かっていくと。そこでなければならなかったかの議論は必要であるよということとは理解はしておるつもりですけれども、この土地につきましては周囲に山林を抱えておりまして、この部分だけを抜くとなかなか事業にならないという位置関係もあるうかと思われまます。農地を守るべきというところ、確かにおっしゃられること十分理解もいたします。守るべき農地はあることは理解をいたしますが、全ての農地を守るというのも、またなかなか難しいものかな。本来守るべき農地はあって、ここは少しグレーの部分があってという部分もあるうかと。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 説明して言っていることはわかるのだけれども、要は農地をできるだけ減らさないように努力をしたのか。ほぼ、いろいろな転用でいろいろ案件があるのだけれども、今回もこの2反6畝か何ほかのやつをできるだけ減らす努力をしたかどうか、それを私は知りたい。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今回の計画については、先ほど林地開発の協議もあわせてしておるということに触れたかと思うのですけれども、この計画区域での検討は進んでおりまして、私どものほうにご相談来た関係上、ちょっとこの中でこの農地を外すことはできないかというところの協議についてはできてございません。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。今の話の答えにはならないのですけれども、私も担当区域の関係でこの間現地調査にも伺いました。そのときには、皆さん、ご存じない人が大半かと思えます

が、あそこに資材置き場される 会社の社長が見えていました。何でというところを伺ったのですけれども、すぐ道路の、今工業団地が12社入っているのですが、あの右側にまた工業団地の造成計画がありまして、それに対応したいなど、その思いがありまして、本人の 会社のところにもちょっと私下見に行ったのですけれども、そちらのほうは運転手さんの車を置くだけで、資材置き場は全くできない状態で、やっぱり利便性を考えて受け入れ、あるいは出す、そういうものを含めてぜひあそこが、いろいろ当たった結果、あそこが一番自分にふさわしいということで、この土地所有者に当たったようです。

以上です。

○24番(渡邊喜一君) 業者に頼まれると業者側のほうにどうしても感情がいくのだらうと思うのだけれども、我々農業委員ですから農業委員の立場でやっぱりいろんなことの角度から見たほうがいいと思うのです。今回も見られたと思うのだけれども、そうすれば自然にやっぱり見方とか、指導とかあれとか許可とか何とかがやっぱり変わってくると思うので、皆さんは知っていると思うのですけれども、いま一度、私は農業委員はどうすべきかということをよく考えてやっていこうというふうに思うのですけれども。そんな感じのことを。

○議長(中川喜一郎君) あの場所は田畑、山林、全部あるのですけれども、農地はもう10年以上耕作は、カヤをきれいに刈ってありますけれども、全然やった形跡というかそういうのは、私はそちらのほうに味方しているわけではない、現状がそういう状態だったから。本来はいろんな人に聞かれると農業委員会は農地をいかに減らさないで誰かにかわってやってもらうとか、本人が年齢的にできなくなったから誰々に紹介してやってもらうとか、そういう方向にやるのが筋ではないかという話も聞きますけれども、またはそういう話が出てきて、そういう工事のほうにやむを得なくなったようです。

以上でございます。

10番、多田委員、どうぞ。

○10番(多田總一郎君) 10番、多田ですが、別添のこの資料、写真がございますが、資材置き場ということなのですけれども、周囲に被害防止、この写真を見る限り足場のパイプですか、数段積んであると思うのですけれども、周囲に被害防止、また安全、そういう面ではフェンスか何か設けないのですか、それをお伺いします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。

○事務局(森 博君) きょうお配りしたこの土地利用計画図ですと、真ん中側に少し色の薄いところが、道路が回って資材を置くような絵になっているかと思えます。その周囲に少し濃くなっているところが、ほぼ全体あるかと思うのですけれども、ここには林地開発の協議の関係で残地森林や造成森林をつくる予定があります。ですから、直接区域の外とこの資材置き場とが接するところというのは基本的にはないはずです。あと、周囲にはこれらを囲むフェンスも計画をされておりますので、周囲への被害防除という点については問題はなかるかと思われまます。まずもってして、資材のこの

写真の山積みになった、これが直接その道路に接したところにあたりして、例えば通行人に崩れてどうのとかということは、今回のこの計画では、周囲に残置森林もしくは造成森林を置く関係上、その辺のご心配はなからうかと思われま。

○10番（多田總一郎君） 了解しました。

○議長（中川喜一郎君） 藤井委員。

○26番（藤井幸光君） 管理する方は常駐されます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） ここには管理する方の常駐は伺っておりません。先ほどトイレの話があったのですけれども、トイレを置かないということはここに人がとどまらないということだということでおっしゃられていましたので、管理人がつくことはなからうかと思えます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号の2ないし議案第4号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号の2ないし議案第4号の6については許可相当と決定いたします。

〔 番 委員着席〕

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号の7について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号整理番号7についてご説明をいたします。

議案17ページをごらんください。本件は、市内の個人が市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年10月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料41ページの位置図をごらんください。申請地は、 の北西側約200メートルに位置し、住宅と農地の混在することから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料42ページのとおりであり、排水については、汚水雑排水は合併浄化

槽で処理の後、市道の側溝へ放流、また雨水についても市道側溝へ放流する計画となっております。

総会資料43ページに現地の写真を添付しております。

本件の住宅建築については、市街化区域から1.1キロ以内の位置にあり、かつ40戸連たんがとれることから、調整区域の開発ができる条件を満たしている案件であります。

また、43ページの上段の写真を見ていただきますと住宅が3軒建っているのを確認いただけるかと思うのですが、左側の2軒については、今回の譲り渡し人がもともと持っていた農地で、昨年度ですか、皆様にご審議いただきまして、専用住宅用地に転用された案件がこちらの2棟でございます。今回はこの隣接のところを専用住宅用地に転用したいと、そのような案件でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、笹生猛委員。

○25番（笹生 猛君） 昨日10月16日9時より、業者の立ち会いのもと、現地を確認してまいりました。

この土地は売買により住居を建てるということでありまして、現況におきましては草は生えておりますが、年に2度手入れをしているということです。随分以前には田んぼだったということなのですが、田んぼとしては到底できるような感じではなく、一見したところでも住宅地ではないのかなというぐらい隣接をしたところに家が建っているという状況でございました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の7については許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号の8について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号の整理番号8についてご説明いたします。

議案18ページをごらんください。

本件は、君津市内の法人が、茨城県日立市在住の所有者から申請地を売買により取得し、建て売り分譲住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年10月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料44ページの位置図をごらんください。

申請地は、袖ヶ浦駅の北側約550メートルに位置し、市街化区域に近接しており、また住宅と農地の混在することから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料45ページのとおりであります。排水については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し市道の排水路へ、雨水については、浸透貯留槽を設置して抑制をして市道の排水路へ放流する計画となっております。

総会資料46ページに現地の写真を添付しております。

本件の住宅建築については、市街化区域から1.1キロ以内の位置にあり、かつ40戸連たんがとれることから調整区域での開発ができる条件を満たしている案件であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。5条の申請です。今事務局のほうから説明があったとおり、高須寄り、駅から高須寄りの600メートルくらい行ったところです。総会資料、先ほど見ていただいた44、45、46であります。10月15日10時に代理人の 設計さんの さんの説明を現地で伺いました。説明によりますと、譲り渡し人は日立市大みか町 丁目 番号、 さんという方で、譲り受け人が君津市中野 丁目 番号、株式会社 。 は、この土地を売買により、奈良輪、998平方メートルを建て売り住宅4棟を建設するとのこと。GLは、現状の道路より10センチぐらい盛り土をし、道路より30センチほどセットバックをするということです。水は市、電気は東電、ガスは東京ガス、排水は先ほど申しましたとおり集中合併浄化槽ということです。ごみは、地元自治会に加入し、地元自治会ゴミステーションを使わせてもらうということです。

以上です。どうぞよろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。総会議案18ページの一番上にあります譲り渡し人、譲り受け人、右にあります転用目的、転用事由とありますが、上の 様、これが譲り渡し人、転用の目

的、建て売り分譲住宅用地として転用、譲り渡す。下の譲り受け人、株式会社、転用理由、相続により取得するも県外居住で耕作できないため。この説明が、特に譲り受け人の法人名、それから転用事由、これがどうも理解できない説明と私は感じますが、いま一度詳しいご説明をいただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この今ほどごらんいただいている18ページ、右側の転用目的、転用事由の部分ですけれども、この土地については、転用の目的、転用の後はどういうふうにするか。それは建て売り住宅用地として。転用に至った事由はなぜか、何かいうところが、この下段に書いてございまして、この さんが相続によりまして取得した土地なのですから、 さん、ごらんのとおり日立市の在住の方で、ここで耕作ができません。先ほど来のお話で農地は農地として管理をすべきだということがあるのでありますけれども、お近くにもお住まいでないで、ご自身では管理ができない、耕作ができないので、土地利用のあり方を検討した結果、今回のような計画に結びついたのかなと思いますけれども、相続により取得したところでありまして、ご自身、県外の居住であるため耕作ができない。よって、今回の転用計画に結びついているというようなところと思われます。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。ありがとうございました。ということは、この転用目的、転用事由が上下入れかわるということですか。申請はどのようなふうに書いてある、申請書は。

○議長（中川喜一郎君） 森君。

○事務局（森 博君） 申請書にはこのずばりのものはないのですが、この項目の使い方としまして、転用目的としては、何に転用するのですか、何に転用する計画ですかという形でこの欄を利用させていただいておりますので、例えば今ここでは建て売り分譲住宅用地、その次の案件では駐車場用地になっております。転用して何に使いますかというのをこの転用目的の欄に書かさせていただいております。下段の転用事由については、何で転用に至ったのかというところがあります。何で転用に至ったのかの理由については、今回譲り渡し人の事情によることを記載させていただいておりますけれども、中には譲り受け人がそこで転用する事由を書かさせていただいている案件も確かにあります。具体的に言いますと、子供が大きくなって手狭になったので、アパート住まいだと手狭だから転用して住宅を設けたいよとかということを書かさせていただくことも、一番下の案件なんかそうですね。借家住まいであったけれども、子供が生まれて手狭になったということがあったので、今回このように変えますけれども、この整理番号8の案件については、譲り渡し人の事情をここに書かさせていただきました。譲り受け人の事情というのは、もう市街化区域近接ですので土地利用の活用が図られることが見込まれるということかと思われます。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございました。いずれにしろ誰が見てもわかるように優しくはつき

りと、主語、述語をはっきりとして書いていただきたい。これではちょっと質問する時間がもったいない。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 相続で田んぼをもらったらしいんだけど、この さんという人は田んぼをつかったことはあるのですか。それわからない。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 申請書には さんの年齢はいただいております、 さん77歳の年齢なのですけれども、この方が農業したことがあるかどうかは私存じ上げません。申しわけありません。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 当然遺産相続とか何かもらった土地、大曽根のほうでもらったというあれで、畑なんかもぼうぼうになっているということもあるのだけれども、要は近所に住んでいないから。ここですぐどうのこうのとなる問題ではないのだけれども、そういうふう to 実際本当に農地として使えないのだったら、本当は相続はだめですよとかなんとかというふう to すべきだと思っただけけれども、それは法律であるからしょうがないのだろうけれども、私はそれを少し疑問に思っています。それだけです。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号の8について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の8については許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号の9について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号整理番号9についてご説明いたします。

議案18ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地2筆で990平方メートルの計画区域内に駐車場を建設しようとする案件であり、土地の

所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年10月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料47ページの位置図をごらんください。申請地は、幽谷分校の東側約530メートルに位置し、山林による分断が見られることから第2種農地と判断されます。土地利用については、総会資料48ページのとおりであり、この計画により40台の駐車スペースを確保しようとするものであります。排水については汚水雑排水は発生せず、雨水については浸透により処理する計画となっております。

総会資料49ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。補足させていただきます。

この案件につきましては、先ほど議案第3号でもこの の説明をさせていただいたわけですが、この は、先ほども申し上げましたけれども、2,000基の が既に完了しております、その の方々が 、あるいは 等々に来る中で、現在10台ほどのスペースしかない駐車場で、車をとめる場所がないということから、 に隣接しているこの さんの土地を協力していただいて、このたび駐車場40台計画が農地転用ということでございます。現地は畑でございますが、若干の作物も今までつくっておったようで現在も残っております。そんなことで に隣接しておる駐車場としては使い勝手がいいので、地主から協力していただいたということで説明を受けました。どうぞ皆さんのご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） できるだけ農地を減らさないということが大事だと思うのだけれども、その中で40台の駐車場をつくるという40台とめられる、その根拠というのはどういう根拠で40台なのか。それ説明してください。

○事務局（森 博君） この さんにつきましては、坂の上に 自体が存在しております。坂の上には10台ほどの駐車スペースが現在あります。坂の下にも駐車場がございます。ただ、坂の下の駐車場に仮に車をとめて徒歩で上がっていきとなりますと、かなりの急勾配でありまして、 につきましては、施設的にはその10台では到底足りないというような状況が見られるということで、坂の下にとめていただいて車両で輸送するとかという方法もしてはおられるようなのですけれども、来られる方も高齢になりつつありますので、やはりその近隣、隣接したところに駐車場は用意してあげたい

ということでした。40台、なぜ40台か。30台ではだめかという話になりますと、ちょっとそこについては答えは持ち合わせませんが、坂の下の駐車場から上がっていただくのはさすがに大変であると。あと、のすぐ隣接に芝生のスペースがあります。芝生が生い茂っているスペースであります。実際に今現在上の駐車場にとめられないと、その芝生の駐車場、芝生を無理やり駐車場として利用していることもあるというふうに伺いました。実際写真もいただきましたが、あくまでもやはりそこは全体の計画とすると芝生としての空間であるスペースである場所であって、そこに車をとめるのは本来の利用ではないということから、駐車場を坂の上に設けたいということでの今回の計画に至ったというふうに伺ってございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 私があそこに1年半、統計調査でずっと現地へ行っているから知っているのだけれども、農業委員会の立場として、ついだからやるほうとしては駐車場に全部してしまえば一番いいと思うけれども、農業委員の立場ではできるだけ極力畑は畑として残す、そういうふうな指導というか、そういうあれはしたかどうか確認したいのですね。

○議長（中川喜一郎君） どうですか。森君。

○事務局（森 博君） 40台なければだめですか。30台ではだめですかとは伺ってはおりません。こういう計画だということでしたので、もともとこちらの駐車スペースの話は、前の転用のときにも駐車スペースなくて困っているのだよという話は伺ってはあったものですから、台数の抑制して農地を残すことを事務局が申請者に対して申し上げたかということをお問われておりますので、それについてはしてございません。計画の内容についてを精査をさせていただいたというところであります。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。譲り渡し人のさんは、この495平方メートルと称する面積はいつごろからお持ちなのでしょう。つい最近この辺で所有権移転、転用等がなされたような記憶があるのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） さんは平成9年8月に売買により取得をされておりますので、17年前ぐらいに取得をされておられます。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号の9について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号の9については許可相当と決定いたします。

次に、議案第4号の10について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号整理番号10についてご説明いたします。

議案18ページをごらんください。本件は、千葉市在住の個人が、市内在住の親族である所有者から申請地を使用貸借により借り受けし、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年10月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料50ページの位置図をごらんください。

申請地は、平川行政センターの南側約1.3キロに位置し、住宅、農地及び山林の混在することから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料51ページのとおりであります。排水については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し道路側溝へ、雨水については雨水浸透ますを設置し、宅内処理し、オーバーフロー分を道路側溝へ放流する計画となっております。

資料52ページに現地の写真を添付しております。本件の住宅建築については、農家分家の要件を満たしている案件であります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

2番、関憲夫委員。

○2番（関 憲夫君） 2番、関です。説明させていただきます。

さんの土地、農地ですが、さんが子供が生まれて借家が手狭になったので、この際、地元へ帰って専用住宅を持ちたいということでありましたが、宅地が狭く困っていたところ、本家のさんが実家の間近にある土地を転用できればということで申請したそうです。申請の土地は百目木地区の幹線道路沿いにあります。

写真を見ていただきますと、写真から奥のほう樹木が茂っていますが、そこは東側で沢になっております。70メートルぐらいでこの沢、そこまでで沢になっております。道路の反対側、西側になりま

すが、20メートルぐらいで小櫃川の堤防になっております。北側は写真の住宅が建っておりまして、南側は同じ本家の さんの農地になっております。道路側溝は用水路と兼用になっておりますが、この先、農地に入ることはなく川に流れ込んでおります。周辺の農地に支障を来すことはないと思います。よろしく審議お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第4号の10について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の10については許可相当と決定します。

次に、議案第4号の11について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号整理番号11についてご説明いたします。

議案19ページをごらんください。本件は、市内の個人が、市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、太陽光発電施設用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成26年10月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料53ページの位置図をごらんください。申請地は、東横田駅の南西約250メートルに位置し、住宅と山林に囲まれている中にあることから第2種農地と判断されます。土地利用については、総会資料54ページのとおりであります。排水については汚水雑排水は発生せず、雨水については浸透により処理する計画となっております。

総会資料55ページに現地の写真を添付しております。この写真をごらんいただきますと、ことしは耕作は休んでいることは明白かと思われそうですが、最近まで水稻の耕作をされていたと。ただ、この土地の下の の写真の奥に樹木が生い茂っているのを確認いただけると思うのですが、その下に水利がありまして、そこからポンプで水を上げて、田んぼに水を上げて耕作をしていた。近年の米の値段が下がってきて、燃料費が上がって収支が合わないということで、ほかにもこの方、この さんは農

地をお持ちで、ほかの農地については耕作をしておられるということですが、ここについては今ほど申し上げたような条件から耕作を断念したということで、今回の転用計画となっているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第4号の整理番号11番につきましては、譲り受け人が譲り渡し人から売買により取得し、太陽光発電施設を設置しようとするものであります。10月15日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の運営委員会における現地確認については、譲り受け人及び代理人並びに担当地区委員である佐久間保夫委員にも出席いただき、午後2時5分から審査しました。現地では申請に係る農地の現況確認をするとともに、隣接農地との高低差の確認を行うなどし、現地における説明をいただきました。

現地における主な質問及びその質問に対する説明は次のとおりです。

隣地との境界くいは設置されているかの問いに対しては、境界については双方合意しているものの、くいは設置していないとのことでした。

土地利用計画図上、パネルの設置されていない部分があるが、その理由は何かの問いに対しては、真南に向けてパネルを設置しており、隣接地の樹木の関係と発電量を50キロワットとして許認可を受けている関係からであるとのことでした。

フェンスの設置についてはの問いに対しては、資金は確保しているが、周辺の居住者の年齢層などを把握しておらず、どのようなフェンスが必要なのか。今までの検討ができていないとのことであり、具体的なフェンスの形態は現時点では決めていないとのことでした。

審査会には、現地確認同様、譲り受け人及び代理人並びに担当地区農業委員に出席いただき、午後4時45分から市役所会議室にて行いました。事務局からの議案説明を受けた後、各委員から質問があり、譲り受け人及び代理人から説明いただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

現地でも確認したが、フェンスの設置についてはどのように考えているのかの問いに対しては、近隣には子供が少ないという情報を得たので、ガードパイプなどを外周に配置することなどを今後検討したい。現地での質疑では設置について曖昧な回答をしていたが、設置するかどうかについては設置する。ただし、具体の形態については現時点では決めていないとの回答を得ました。

事業計画書に周囲に注意を払い施工するとの記載があるが、具体的にはどのようなことかとの問いに対しては、工事車両の通行の際の注意や工事時間の徹底など、近隣に迷惑をかけることのないように施工したいとの回答を得ました。

また、譲り受け人からは、近隣との協議に配慮し、非常用コンセントを設ける計画であるとの説明がありました。この非常用コンセントとは、太陽光発電施設については、太陽が出れば発電するため、非常時の停電の際、コンセントを開放し、近隣居住者へ電力を供給することを可能にする仕組みであるとのことでした。

その他の質問に対しても適切な回答をいただきました。

採決の結果、運営委員全員一致で議案第4号の整理番号第11号については許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。フェンスのことでガードパイプというのはどんな感じのあれなのか、説明してください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） ガードパイプ、要は鉄のパイプ、直径で5センチぐらいの鉄パイプ、それを金具によってとめるものをガードパイプによるフェンス。要は外から中に入れないようにするだけのガードパイプというのも1つの案ですねと考えておられました。もう少し言いますと、小さな子供がいると、ガードパイプが配置されていても容易に中に入ってしまう。であれば、きちりとした昔ながらのネットフェンスみたいなものが必要になるかな。そういうものもあるでしょう。でも、要はお金がかかりかかるものですから、なるべく費用対効果は得たい。必要なものはしなければならぬけれども、今あそこに何が必要なのかが検証ができないので、現時点ではネットフェンスやりますよとかガードパイプでやりますよとか、そういうことは言えないよ。でも、フェンスはやりますよというご説明をいただいたということでございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 近隣との協議に入るというふうに何か先ほど説明していましたが、隣接の人たちの許可というか、それはもう得ているのかどうか。それを教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 近隣との協調に配慮ということ。近隣との協調に配慮をして非常用コンセントを設けたい。要はそこで事業をすることで近所に迷惑をかけたくはありませんというのは、譲り受け人の口からはっきり私は聞きました。近所に迷惑かけたくない。かけないように事業をしたいというのが、まずありますので、近隣との協調と、ここでもお持ちだと思っておりますけれども、今回初めて伺ったのは非常用コンセントというものの仕組みがあるようでして、今ほど委員長からも報告い

ただいたとおり、太陽が出れば太陽光発電は発電します。通常であれば、それは売って売電収入が得られるところなのですが、少し前の計画停電のような状況で電気が得られないような状況があるのであれば、そこに非常用コンセントというものをつけておいて、それを具体的にどうやって開放するのかというのはちょっとイメージが湧かないのですけれども、それを開放することによって近隣の方がそこにコンセントを差して電気を使うことができる。停電の状態を解消できるというようなことも考えたいということで、近隣との協調への配慮ということでご説明がございました。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） これ聞き漏らしているかもちょっとわからないのだけれども、近隣の人たちの同意は得ているかどうか。その辺をお答えください。こういうことができますよ、よろしくとかなんとか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○事務局（森 博君） 隣接農地の所有者にはご説明はしてございます。また、施工に入る前には周辺の居住者の方にもご説明をするというふうに伺っております。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。この場所に限ったことではないのですが、今太陽光発電が東京電力とかほかのところでいろいろ受け入れストップというような状況が出てきています。ちょっとわからないので教えてもらいたいのですけれども、この太陽光発電の工事をする際に、例えばこの地域ならこの地域で東電なり何なりが、ここが工事したときに、この電気、発電したものは受け入れるよというような確約をもらってから工事を始めるのか。それともしてしまって、その後にやられるのか。というのは、これこれからもどんどん出てくると思うのですけれども、農地を転用して行って、例えばそういう状況になったときに今度は、さっき出た さんの場合は自分の農地ですからあれですけれども、こういうふうにしてある面で業者が買って、その業者が運営ができなくなった、あるいはどこかへいなくなった、そういうふうになってきたときに、この農地というのは今度は逆に、そのまましておけば優良農地だったかもしれないのだけれども、これが荒れ放題とか維持できないような状況が何か危惧されるような気がするので、その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 昨今太陽光発電の施設も大分できてきているところで規制が必要だというのが、報道があったと思います。確かにメガソーラーと言われる大きなものは、もう千葉県南部ではほぼ新しいものはできないと思われま。ただ、今回のように50キロワットの単位でありますと、まだ受け入れるようで余裕があるようです。

○16番（奥野政義君） それは東電との間である程度の確約ができていますか。

○事務局（森 博君） はい。それで、この農地転用の申請に当たりましては、事業の実効性を確認するという意味からも、東京電力との協議の状態、それと経済産業省への申し込みの状態、この2つ

のものをつけていただいております。なので、東京電力とも相談していません、経済産業省とも相談していません。だけれども、私は太陽光をやりたいのですなどという人は、うちの窓口ではお預かりできません。発電した電気を買ってもらえる約束があらかじめできているというのが前提として、農地転用の申請を受け付けしております。

○議長（中川喜一郎君） 質疑ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号の11について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の11については許可相当と決定をいたします。

ここで休憩をとりたいと思います。10分間。17時35分から再開します。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。よろしくをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請に
ついて

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第5号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第5号の1についてご説明いたします。

議案20ページをごらんください。本件は、木更津市の法人が申請地を市内在住の個人から使用貸借によって砂利採取用地として一時転用している農地について、許可期間の延長更新をしようとする案件です。

なお、本件については、平成26年10月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料56ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校から南東へ約1.1キ

口の農地です。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

申請内容といたしましては、許可を受けてある期間を延長したいとするもので、平成27年11月27日まで期間を延長更新しようとする案件です。

平成27年11月27日までとされている理由としましては、羽田空港などにおいて当初予定した量よりも砂の利用が少なかったということから、当初3年、その後1年ごとの更新の手続がなされており、現在の許可の期間が平成26年11月27日で、この期間までに事業の完了が見込めないことから期間延長しようとするものであります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○27番（福原孝彦君） 27番、福原です。今回期間延長ということで、これ何回期間延長されたのかということと、これ農地復元が困難ということですが、この状況ですと、私も現地も知っておりますけれども、なかなか復元するのが困難な状況があるのですけれども、ただこれずっと延長していくという形になってしまうのでしょうか、お尋ねします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 当初の3年から1年ごとの更新ということで、今回5回目の更新になるかと思えます。いつまで更新できるのかということなのですが、この申し出のとおり、当初予定した量よりも砂の利用が少ないということで、この土地のところまでまだちょっとたどり着かないというのが現状のようです。なので、このままの状況ですともうしばらく更新が必要になるのかなと思われまます。違う方法としては、そこまでたどり着かないのだったら、区域の変更とかいう方法もあるのかもしれませんが、ちょっとそこまでのお話を今伺っておりませんので、とりあえず終わらないので更新をするというような形での流れが今まで来ているところでございます。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○27番（福原孝彦君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号の1については許可相当と決定します。

議案第6号 平成26年度第7次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第6号 平成26年度第7次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が9件で、419.99アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）8ページをごらんください。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は97.66アール、さんですが、申請件数が2件で、申請面積の合計は29.89アール、さんですが、申請件数が4件で、申請面積の合計は50.96アール、

さんですが、申請件数が2件で、申請面積の合計は241.48アールとなっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号について事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案21ページから22ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年9月1日から平成26年9月30日までで8件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告ほかにないですね。報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。2点ほどお話をさせていただく中で、1点については見解を求めたいと思います。1点については、私の意見だけをお聞きになって今後の対応にしていいただければと思います。

まず、1点目です。本日の議案第1号の中で神作さんが9月末日でおやめになったということについて、関連なのですが、やめた後の人員補充の体制、動きです。我が袖ヶ浦市農業委員会は、通常の許認可業務というのが大変案件が多いです。それと、非常に内容のボリュームも多くて、審査等に大変日数のかかる案件処理を非常に多く抱えています。そういうことを受けて、これまでの実績を見ますと、総会の議事録のホームページの掲載が非常におくれています。そのようなことを鑑み、また先々月の不祥事再発防止検討委員長の報告にありました農業委員会としてやるべき事項というのは、早急にやるべきことがあります。ましてやきょう会長の冒頭の挨拶の中にもありましたように、遊休農地の調査等が終わろうとしている中では、当然農業委員会としても今後の対策として何らかの対処をすべき案件が幾つかあるはずで、そういうことを鑑みますと、神作さんがやめた後の現在の人員だけでは、とてもこれだけ多くの案件を抱えた農業委員会の事務は遂行できない。このままあやふやに進んでしまう懸念が十分考えられます。そういう中で所属長としての事務局長、どのように対応してきたのか。また、いきたいのか。また、組織を預かる会長として人員補充の関係どのように対応した

いと考えているのかをまずお聞きしたい。1点です。

○事務局長（佐久間泰利君） それでは、事務局長としてお答えさせていただきます。

私どもの職員の退職についてご心配をいただきまして、まずもって感謝申し上げます。私ども4月当初、私を含めて4名の体制、このほかに臨時職員2名おるわけなのですが、今回わけありまして、新採であります神作君が退職を申し出た。その前に総務ともいろいろ協議をさせていただいたところなのですが、やはり現在の袖ヶ浦市役所職員については、無駄を省く、経費削減というふうな観点から職員をどんどん減らしております。現在、突発的な退職というふうなことなのですが、それに対して総務課人事のほうは早急な補充はできる状態ではない。これは私もある程度認識をしておるところです。ですから、当面の対応といたしまして、現在2名の臨時職員、月の勤務日数をふやしていただきました。これは本人に勤務ができる範囲内でふやしてほしいということで、来年3月まで対応させていただくということになっております。

27年度の体制としましては、これはもう当然退職者の補充ということで、私を含めて4名体制、それに加えまして役所の退職者、OBなのですが、再雇用という形で1名を予定しております。これによりまして臨時さんとは多少違う面でもう少し充実した対応がとれるのかなというふうにも考えております。ただ、現状では私含めて3名で対応しておりますので、至らないところ多々あるかと思っております。これは委員の皆さんにご迷惑をかけているような状況ではないかというふうに思っておりますが、現状をご理解いただきましてご容赦いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） それと、高浦さんからの話ですね。この件は先日も高浦さんと、あるいはこの間、対策委員会のメンバーの中でいろいろ話がありました。私も早速15日に総務部長、及川部長、そして副市長山口さんのところに局長と一緒に、どうしても4人いたのが3名になった。この辺は強くお願いしたいということで申しましたが、今局長が言ったように年度の途中ではそういう対応は非常に難しいと。新年度になれば当然そういう対応はするけれども、現状では大変そういうことは難しく、私の感じではできないのかなと。あとは、詳細は、実際10人いた中で9名とは違うので、やっぱり4名の中の3人ということで、業務の範囲あるいは大変な業務になるわけで、その辺をご配慮はお願いいたしますということで申し添えてきましたが、その後のことは市当局のほうの検討でございますので、私にはわかりません。

以上でございます。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございます。極力我々委員としても頑張っていきたいと思っておりますので、充足については今後とも継続してよろしくをお願いいたします。

もう一点、議案第2号の関係でちょっとこれは私の意見だけ述べさせていただきます。袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任にかかる同意についてという案件ですが、これまでも類した同じような形式で議案として上程されてはいますが、この提案理由、一番最後に、3ページです。市長から農業委員会等

に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員会の同意を求められたものであると書いてあります。ここには4ページ、5ページ、今回残念ながら辞任されるということでお二人の委員さんから辞任願が添付されていますが、この辞任願は我が農業委員会には直接必要なものではないのではないかと思います。市長が受けたものであって、我が農業委員会は、市長からこの法律に基づいて同意を求める旨の文書の写し、これが添付されるべきではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中川喜一郎君） そのほか、どなたか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第21回農業委員会総会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

午後5時50分 閉会